

令和6年度 事前評価実施地区一覧表

四国森林管理局

整理 番号	都道府県	事業実施主体		事業名	事業実施地区名		総便益 (千円) B	総費用 (千円) C	分析 結果 B／C	チェックリスト															備考	
										Ⅰ 必須事項					Ⅱ 優先配慮事項											
										1	2	3	4	5	1 有効性		2 効率性	3 事業の実施環境等								
															(1)	(2)		(1)	(2)	(3)						
															①	②										
1	高知県	四国局	嶺北森林管理署 高知中部森林管理署	森林環境保全整備事業	高知	こうち	3,936,726	1,587,715	2.48	○	○	○	○	○	A	A	B	A	A	A	A	B	B	A	A	
2																										
3																										
4																										
5																										
6																										
7																										

記載要領

- 1．治山事業、森林整備事業ごとに別様とする。
- 2．事業実施主体は、事業を実施する森林管理署等の名称を記載する。
- 3．事業名は、治山事業にあつては、「国有林治山事業実施要領」の第3に定める事業区分を記載する。
森林整備事業にあつては、森林環境保全整備事業又は森林居住環境整備事業の別を記載する。
- 4．事業実施地区名は、運用第2の区分による。事業実施地区名には、ふりがなを付す。
- 5．総便益及び総費用は、千円未満四捨五入とし千円単位で記載する。
- 6．分析結果は、小数点以下第3位四捨五入とし小数点以下第2位まで記載する。
- 7．チェックリストの各項目は、各判定基準に基づき、必須事項については「○」又は「－」を、優先配慮事項については「A」、「B」、「C」又は「－」を記載する。

令和6年度新規採択チェックリスト
(森林環境保全整備事業[国有林])

流域(森林計画区)	高知森林計画区	都道府県名	高知県
森林管理署等	嶺北森林管理署 高知中部森林管理署	計画期間	令和7年度～令和11年度

I 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が 明確であること (必要性)	森林の適正な維持管理や効率的な林業経営等の観点から、当該事業を必要とすること。	☒
2. 技術的可能性が 確実であること	地形、地質、地理状況等から見て、当該事業の施工が技術的に可能であること。	☒
3. 事業による効果 が十分見込まれる こと (効率性)	費用便益分析の結果が1.0以上であること。	☒
4. 管理経営の指針 に適合しているこ と	国有林野の管理経営の指針及び施業の基準に適合していること。	☒
5. 自然環境の保全、 景観への配慮が図 られること	地域における気候、地形、土壌等の自然条件及び機能区分に応じた森林整備等が図られること。 また、景観への配慮が図られること。	☒

注)・評価項目を満たしている場合は、□の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「－」を記入。

・項目欄の()には、主として考えられる評価の観点を示している。

チェックリストの判断基準
(森林環境保全整備事業[国有林])

I 必須事項

評価の内容	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	地域内の森林資源、路網整備の現状及び森林施業の動向から見て、事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること	地域内の自然的条件、国有林の地域別の森林計画等に示す指針及び林道規定等の基準、これまでの施業実績等に照らして、技術的に可能な計画となっていること。
3. 事業による効果が十分見込まれること (効率性)	$B/C \geq 1.0$ であること。
4. 管理経営の指針に適合していること	地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画に基づいていること。
5. 自然環境の保全、景観への配慮が図られること	整備内容ごとに、次の事項に該当すること。 ・ 森林整備にあっては、機能区分ごとの管理経営の考え方に即して、地形、地質等の自然条件に応じて適地適木、適期作業が行われるとともに、必要に応じて景観に配慮した望ましい施業が計画されていること。 ・ 路網整備にあっては、土地の形質の変更を最小限に抑えるとともに、必要に応じて野生動植物との共存や景観に配慮した施設が計画されていること。また、早期緑化等の取組、残土処理場の確保及び保全施設の計画がされること。

Ⅱ 優先配慮事項

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
1有効性	(1)多様な森林づくり	①健全な森林の育成	多面的機能を発揮する健全な森林の育成	A	事業計画区域のⅢ～Ⅶ齢級の人工林面積に占める間伐計画面積の割合が30%以上でかつ森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。	A
				B	森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。	
				—	本評価項目に該当しない。	
		②効率的かつ安定的な林業経営基盤の整備	効率的かつ安定的な林業経営の確立	A	既設の林道や公道等も活用しつつ、林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。	A
				B	林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。	
				—	本評価項目に該当しない。	
	(2)山村の活性化		山村の生活基盤の向上への寄与	A	該当計画が、山村地域への定住の促進に寄与する計画である。	B
				B	該当計画が、山村の生活基盤の向上に寄与する計画である。	
				—	本評価項目に該当しない。	
2効率性	(1)事業の経済性・効率性		事業の経済性・効率性の確保とコスト縮減	A	事業の経済性・効率性が確保されているとともに、コストの縮減効果の発現が期待できる。計画である。	A
				B	事業の経済性・効率性が確保されている計画である。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
3事業の実施環境等	(1)自然環境・景観への配慮		自然環境保全機能の発揮	A	地域住民や自然環境・景観に関する協議会などの意見を取り入れた、自然環境・景観に配慮した計画である。	A
				B	上記A以外の自然環境・景観に配慮した計画である。	
				—	本評価項目に該当しない。	
	(2)木材の有効利用		木材利用の計画	A	次のいずれかの項目に該当する。 (ア)木材を利用した土留工等の設置を計画している。 (イ)木材を有効利用した工種・工法の開発、普及、定着を図る計画である。	A
				B	上記Aには該当しないが、木材を利用した計画である。	
				—	本評価項目に該当しない。	

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
	(3)効果的な事業の推進	①地域関係者の理解	地域関係者の同意又は理解	A	地域関係者等からの要望又は同意を得ている。	A
				B	地域関係者等への説明を了している又は同意予定となっている。	
				C	上記A、B以外である。	
		②作業体系の整備	事業実施のための作業体系の整備	A	高性能林業機械による作業体系が確立している。	B
				B	高性能林業機械による作業体系の確立に向けて取組がされている。	
				C	上記A、B以外である。	
		③被害地等の早期復旧	森林災害の発生状況	A	直近3か年以内に事業計画区域内で激甚災害に指定された森林災害が発生したことがある。	B
				B	過去に事業計画区域内で森林災害が発生したことがある。	
				C	事業計画区域内での森林災害は現在まで発生していない。	
		④他事業との連携	他事業との連携の計画	A	他事業との連携が図られた計画である。	A
				B	他事業と連携について調整中である。	
				—	本評価項目に該当しない。	
		⑤他計画との連携	関連する計画への位置付け	A	市町村の振興計画等との調整が図られている。	A
				B	市町村の振興計画等と調整中である。	
				—	本評価項目に該当しない。	